

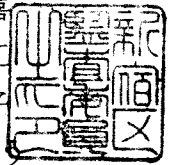


新宿区監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
定期監査の結果に基づき新宿区教育委員会が講じた措置について別紙のとおり
公表する。

平成30年4月10日

新宿区監査委員	岩	田	一	喜
同	濱	田	幸	二
同	白	井	裕	子
同	有	馬	としろ	

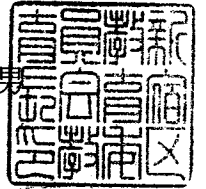




29 新教教管第 2052 号
平成 30 年 3 月 30 日

新宿区監査委員	岩 田 一 喜	様
同	濱 田 幸 二	様
同	白 井 裕 子	様
同	有 馬 としろう	様

新宿区教育委員会
教育長 酒 井 敏 男



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 2 月 15 日付け 28 新監査第 522 号による「定期監査の結果について」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



監査結果に基づき教育委員会が措置を講じた事項

監査結果報告書の種別	平成 28 年度 定期監査（後期）結果報告書
監査結果（指摘事項）	
学校 区立学校においては、体育科教授用及び部活動用の物品が必要となり、A社とB社で見積競争の結果、平成 28 年 5 月 2 日にA社と 442,681 円で納期を 6 月 3 日とする随意契約を締結した。 さらに、その直後の 5 月 12 日に同種の物品について、B社とC社で見積競争の結果、B社と 518,788 円で納期を 6 月 10 日とする随意契約を締結しており、両契約の総額は 961,469 円であった。 当該 2 件の契約は、いずれも同種の物品購入契約であり、契約締結の時期や納期が極めて近い時期となっている。しかし、前の契約の直後に別の契約をしなければならない緊急を要する事情は見受けられない。また、同一の事業者（B社）が両契約の見積競争に参加していることから、特定の事業者でないと納入ができないといった特殊事情も認められない。 このことから 2 件に分けて購入する必要性は認められず、最初の契約の時点で必要数を適切に見積ることで、一括購入することが十分に可能であったと言わざるを得ない。加えて、この場合の予定金額は、法令等で定める随意契約が締結可能な 80 万円を超えるため、入札に付すべきであった。 地方公共団体の経費は区民の負担によるものであることから、契約を締結する場合には、地方公共団体の利益の確保に努めるべきである。物品購入にあたっては、安易に必要数をその都度発注するのではなく、可能な限り一括して購入する等、計画的な発注を行うことで、適正価格の確保に努めることが肝要である。 区立学校においては、契約制度の趣旨を踏まえ、計画的な購入に努める等、物品購入契約に係る事務処理を適切にされたい。	

講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合はその旨を記載）

監査指摘を受け、以下の措置を行った。

1 該当区立学校への措置

(1) 学校からの報告書の徴収

校長より経過、担当職員への指導、再発防止について、平成 29 年 2 月 10 日付け文書による報告を受ける。

【原因】

部活動を担当するそれぞれの教員から、部活動に必要な物品の発注が担当する事務職員に寄せられたが、当該事務職員に一括して発注することが効率的との認識がなく、組織としてのチェックもはたらかせず発注してしまったことが原因である。

【再発防止】

ア 全教職員に対して、地方公共団体の経費は区民の負担によるものであり、契約締結は地方公共団体の利益の確保に努めるべきであることを年度当初はもとより学期ごとに周知する。

イ 年度初めに提出する物品購入希望調査票の使用予定時期の記入について、アの趣旨を踏まえ、確実な時期の記入について徹底する。

ウ その都度提出する物品購入等申請書に校長、副校長の確認欄を設定し、計画的な発注の実施について確認する。

【担当職員への指導】

学校長より副校長同席のもと担当者に対し以下の指導を行った。

ア 物品購入にあたっては、安易に必要な数をその都度発注するのではなく、可能な限り一括して購入すること。

イ 教職員に計画的な発注について周知し、それを徹底させるための仕組みを確立し、実施すること。

ウ 契約を締結する場合には、地方公共団体の利益の確保に努めることを再認識すること。

(2) 学校長への指導

報告書を受け、教育委員会より学校経営の責任者である学校長自らが、計画的な予算の執行管理を職員の先頭に立って行い、再発防止の徹底を図り、区民の信頼回復に努めるよう指導を行った。

2 区立学校全体に対する措置

(1) 平成 29 年 2 月定例校園長会及び副校園長会において、全校園長及び全福校園長に対して、本件指摘事項を共有するとともに、平成 28 年 12 月に策定した「コンプライアンスの向上と組織ガバナンスの改善に向けた取組計画」について説明を行い、会計事故防止に向けて区立学校全体で取組んでいくことを徹底した。

- (2) 平成 29 年 4 月以降の校園長会、副校園長会においても会計事故防止の観点から支出の処理状況の遅れ等、繰り返し注意喚気を行うとともに、教育委員会独自の取組として支出の遅れに関する調査を行って、各学校の教職員すべてが会計事故防止を図るための意識改革を行っている。
- (3) 平成 29 年 7 月副校長向け研修及び平成 29 年 8 月学校事務職員向け研修を実施し、事務処理の流れ、契約事務の基礎的事項、留意事項を改めて確認し、適切な会計事務処理の向上を図るとともに同様の事例の再発防止に向けた意識の共有を図った。
- (4) 適正な会計処理の執行及び学校と教育委員会が物品・服务等の各種事務処理について、共通の認識を持つことで事務処理の向上を図ることを目的に、教育委員会事務局各課の庶務担当係長を中心としたチームを編成し、平成 29 年 11 月、学校 8 校と幼稚園 4 校の現場において処理状況の確認を実施した。